

「参加と協働の地域づくり」を 応援します！

町では、町民による協働の地域づくりを推進するため「小坂町地域づくり交付金」による活動費の助成を行っています。

○地域づくり交付金の申請可能な団体は？

自治会、ボランティア団体、NPO法人、町民が組織する推進協議会など

○助成額は？

上限20万円(上限額までは全額を助成)

○助成対象となる事業は？

地域の活性化及びにぎわいづくり、地域内のコミュニティ形成推進、郷土芸能や伝承行事の保存・伝承、子どもの健全な育成など

○助成対象とならない経費は？

人件費・報酬、視察等の旅費、飲食を主とする経費、単なる備品の購入費、施設改修・維持管理を主とする経費、団体の活動経費、金券・賞品等の購入費

○地域づくり交付金の申請方法は？

申込期限の10月28日(金)まで事業計画書などの必要書類をご提出ください。

申請要件などの詳しい内容は、下記担当へお問い合わせください。

■お問い合わせ先 総務課企画財政班 (TEL29-3907)

マイナポイント 第2弾実施中！

忘れずに
申請を！



マイナポイント第2弾の申込の対象となるマイナンバーカードの申込期限が、当初の令和4年9月末から12月末まで延長されました。

令和4年12月末までにマイナンバーカードの申請を行った方またはすでにマイナンバーカードをお持ちの方が、令和5年2月末までにマイナポイントの申込を行うことで、希望したキャッシュレス決済サービスにお買い物などで使用できるポイント(最大20,000円分)の付与を受けることができます。

※マイナポイントの申込は、お手持ちのスマートフォン、パソコン(要カードリーダー)のほか、お近くの手続きスポットで行うことができます。

	対象者	付与ポイント
①	マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方	最大5,000円相当
②	健康保険証としての利用申込を行った方	7,500円相当
③	公金受取口座の登録を行った方	7,500円相当

融雪装置設置費補助事業

町では、冬期間における快適な生活空間の確保と町民の雪処理にかかる負担軽減を図るため、融雪装置設置費用に対して補助金を交付します。

対象装置	補助額
●融雪槽 ●融雪機 ●ロードヒーティング ●屋根融雪	工事費×1/3 (最大30万円)

落雪の恐れがある屋根には 雪止めを設置しましょう

屋根雪の道路への落雪は、交通を遮断するだけでなく、人命に関わる場合がありますので、屋根雪の落下防止の雪止めを設置してください。

雪止めの設置や屋根の補修にも住宅リフォーム補助金が適用になる場合がありますのでご相談ください。

■お問い合わせ先 建設課建設班 (TEL29-3910)

農地・農業用施設の復旧支援

町では、大雨の被害等により、農地や農業用施設(水路や農道)が被災した場合の支援を行っています。

■助成対象となる工事※原形復旧を原則とします。

- ・農地(田、畑)や水路などの堆積土砂の除去
- ・農地(田、畑)の復旧、農道・水路などの復旧

■助成対象となる費用

- ・重機借上料(オペレーター代含む)
- ・資材費(土のう)
- ・作業委託費など

■助成金額

10万円以上40万円未満の復旧事業に限り、事業費の1/2(千円未満切り捨て)

※事業費の合計が40万円以上のときは、国の災害復旧事業が適用される場合がありますので、ご相談ください。

※すでに町で現地確認した場合であっても、補助申請書類(現況写真・見積書など)の提出が必要です。

■申請期限 11月30日(水)

■お問い合わせ先 観光産業課農林班 (TEL29-3912)